

# 大府市下水道排水設備指定工事店のみなさまへ

大府市水道工務課 より大切なお知らせ

令和元年 10 月 1 日より下水道排水設備指定工事店制度の更新制が導入され、5 年ごとに更新手続きが必要になりました。

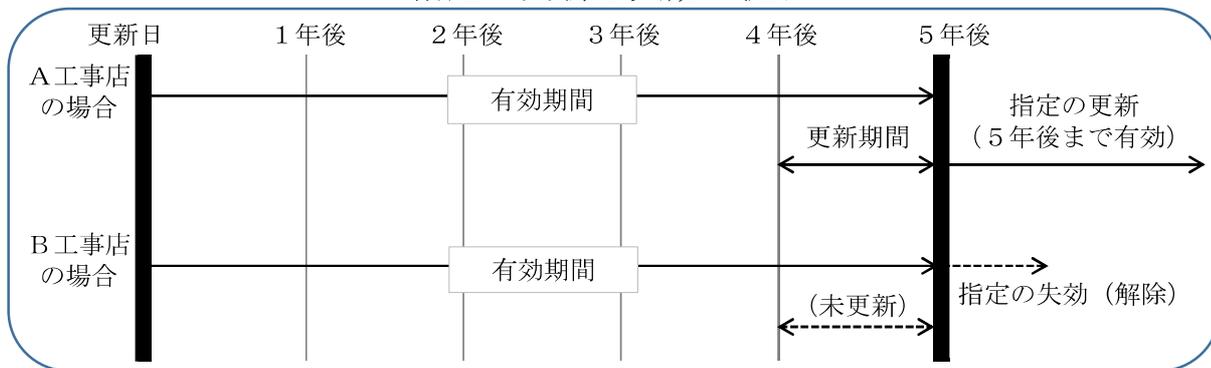
● 「水道法の一部を改正する法律」が令和元年 10 月 1 日に施行されたのに合わせて、「大府市下水道条例」の一部改正し、下水道排水設備指定工事店の指定に更新制を導入しました。

更新制の導入は工事店の資質の維持・向上を目指すものです。

## 大府市下水道条例 第 8 条の 3 の 2 に準拠

指定の有効期間が無期限から 5 年間となります。指定の登録は有効期間の経過によって、その効力を失います。指定を継続して受けるためには更新手続きが必要になります。

### 指定の更新と失効の流れ



## ●更新申請に必要な書類

- |  |   |
|--|---|
| (1) 下水道排水設備指定工事店指定申請書(新規・更新)<br>(第 1 号様式)          | (5) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図<br>(第 4 号様式)          |
| (2) 専属排水設備工事責任技術者名簿 (第 2 号様式)                      | (6) 専属排水設備工事責任技術者証の写し                         |
| (3) 誓約書 (第 3 号様式)                                  | (7) 排水設備工事の施行に必要な設備及び機材を有していることを証明する書類 (任意様式) |
| (4) (申請者が法人の場合) 定款及び登記事項証明書、<br>(申請者が個人の場合) 住民票の写し |   |

●更新に係る手数料については、1 件につき 10,000 円 (非課税) です。

《大府市下水道条例第 20 条の規定》

●初回の更新期間については、指定を受けた日によって異なります。(下表参照)

対象となる下水道排水設備指定工事店さまには、別途ご案内します。

新規で指定を受けた日	現在の指定の有効期間
平成元年4月1日～平成11年3月31日まで	令和 2 年 9 月 29 日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日まで	令和 3 年 9 月 29 日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日まで	令和 4 年 9 月 29 日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日まで	令和 5 年 9 月 29 日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日まで	令和 6 年 9 月 29 日まで